

平成 30 年度
としま男女共同参画推進プラン 意見書

平成 31 年 3 月 31 日
豊島区男女共同参画推進会議

豊島区長 高野 之夫 様

平成 31 年 3 月 27 日に実施した豊島区男女共同参画推進会議において、豊島区男女共同参画推進条例第 14 条に基づき審議した結果、下記のとおり意見を提出します。

平成 31 年 3 月 31 日
豊島区男女共同参画推進会議
会 長 鹿 嶋 敬

【平成 30 年度要望事項】

1. 附属機関等の女性の参画率の向上と女性管理職の増加への取組について

評価指標「区の附属機関・審議会等の女性の参画率」について、平成 29 年度に「審議会における女性委員比率向上計画」を策定し、平成 29 年度は 28.6%、平成 30 年度は 31.8%と順調に比率を伸ばしているが、平成 33 年度の目標である 40%には未だ遠く及ばない状況である。

区政に多様な視点を反映するためには、政策・方針決定過程において女性の参画が不可欠である。引き続き計画推進のために、附属機関を所管する各課の理解と積極的な対応を担保するなど、実効性のある運用を確実に実施することを要望する。

また、管理職に占める女性管理職の割合は、平成 33 年度の目標である 30%に対し、平成 30 年度は 23.1%となっており、このペースでは大変厳しい状況と言わざるを得ない。

国も平成 15 年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性の占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との目標を掲げている。

管理職登用の障害になっている要因は何か、原因を分析するとともに、女性職員のキャリア・アップを実現できる職場環境の整備を強化するなど、より具体的な対応策を要望する。

2. 配偶者等への暴力防止について

若年層への啓発の一環として、デート DV 予防教室を区立中学校全校で行うなどの取り組みが根付いている。平成 30 年度は私立高校や都立高校にも相談カードを配付したとのことだが、デート DV 予防教室を私立中学校や高校等の生徒にも広げるなど、さらに実施先の拡大を図る必要がある。

また、DV の相談先を周知するにあたっては、より効果的な方法で実施することが重要であり、しっかりと分析を行ったうえで取り組むことが求められる。

加えて、近年、児童虐待の増加が社会問題となっているが、子どもの面前での DV は虐待であるという視点からも、関係機関等との連携強化を図り、「豊島区配偶者等による暴力防止基本計画」に基づく事業を体系的に展開し、暴力の未然防止に取り組むことを要望する。

3. ワーク・ライフ・バランスの推進について

少子高齢化や共働き世帯の増加により、家庭や地域活動における男性の役割が大きくなる中で、男女が共に仕事と生活を両立しつつ、その個性と能力を発揮して活躍できることがより重要になっている。従前の固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、すべての人が家事や子育て・介護等の家庭生活、個人の生活を大事にできるよう、ワーク・ライフ・バランス推進のための取組を強化することを要望する。

特に、超高齢社会に突入している今日、介護離職の防止や介護者支援に男女共同参画の視点は重要である。こうした取組を進めるために、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度にも介護の視点を重視する項目を取り入れるよう要望する。

また、区役所が地域のモデル事業所として、区内企業の模範となるよう、区職員が率先してワーク・ライフ・バランスを实践できる仕組みづくりに努められたい。

4. さまざまな困難を抱える人々への支援と男女共同参画に対する理念の啓発について

2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、「多様性と調和」を基本コンセプトに、「共生社会を育む契機とする。」ことが決定された。このような背景の中、障害者や高齢者、外国人、多様な性自認・性的指向の人々など、生活上の困難や生きにくさを感じている人々も、安心して暮らせる環境の整備が必要である。

特に、多様な性自認・性的指向の人々が抱える様々な問題は可視化しにくい中で、平成31年3月に男女共同参画推進条例を一部改正し、パートナーシップ制度が確立されたことは意義深いことである。その目指すべき姿は、あらゆる人がその個性や能力を發揮できる男女共同参画社会の実現であり、そのためには区民に対する啓発が非常に重要であり、多様な視点で人権意識の向上に努められたい。

また、次代を担う子どもたちにも、男女共同参画に対する理解を深める取組をさらに進めるよう要望する。